

令和3年10月4日

保護者の皆様

旭川市立新町小学校  
校長 北島 やよい

## 学校における新型コロナウイルス感染症対策に伴う教育活動等について

秋涼の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、北海道における緊急事態措置区域及び旭川市の特定措置区域が解除となりました。北海道教育委員会、旭川市教育委員会の通知『緊急事態措置の終了を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について』を踏まえ、本校としましても、下記のように、感染症対策を徹底し、段階的に教育活動を進めてまいります。

つきましては、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」等に基づき、次のような対応をいたします。下記内容をご確認いただき、本校の教育活動等へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、内容等の変更の際には、改めてお知らせいたします。

### 記

#### 1 感染予防対策と健康指導について

##### (1) 朝の健康チェックについて

①登校前の健康チェック（検温、健康チェック：体調が優れない、だるさがある等）については、継続して必ずお願いいたします。微熱、体調の優れない場合は自宅等で休養するようお願いいたします。その場合、出席停止として扱います。

②発熱の有無にかかわらず、同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養するようお願いいたします。その場合も出席停止として扱います。

③児童生徒本人がワクチンの接種（任意）を受けるために欠席（遅刻・早退）する場合や副反応により発熱など一般的な風邪で見られる症状が出て欠席する場合、出席停止として扱います。

④児童生徒本人や同居家族が、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された、PCR検査等を受けることになった場合は、学校まで必ず連絡をお願いいたします。（学校：22-8317）

※教職員やその同居家族に体調不良がある場合は、児童生徒と同様に教職員の出勤を見合わせることもあります。ご理解とご協力をお願いいたします。この件に関わり、ご心配なことや児童生徒に関する様々な相談等につきましては、教頭までご連絡をお願いいたします。

##### (2) 感染予防対策

学校では、引き続き以下のことに取り組みます。

①マスク着用（ただし、体育時や運動中は熱中症に配慮し、マスクの着脱を行います。）

②常時換気。

③手洗いの徹底と手指消毒。

##### 手洗いの6つのタイミング

外から教室へ入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものを触ったとき

④身体的な距離（ソーシャルディスタンス）の確保。

※免疫力を高めるためには、「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスの取れた食事」が大切となります。ご協力をお願いいたします。

## 2 日常の教育活動について

### (1) 各教科・領域での学習について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル」に基づき、以下のような活動は可能な限りの感染症対策を行った上で実施を検討いたします。なお、特にリスクの高い教育活動★については、段階的に実施を判断します。

- ・各教科に共通する活動として「児童が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」★
- ・理科における「児童同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽科における「室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」★
- ・図画工作科における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭科における「児童同士が近距離で活動する調理実習」★
- ・体育科における「児童が密集する運動」★や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」★

### (2) 学級・学年を超えた活動（委員会やクラブ活動、習熟度別学習、合同体育など）

感染症対策を講じた上で活動いたします。活動の際には一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして活動します。

### (3) 給食について

- ・配食を行う児童生徒及び教職員の体調管理、衛生的な服装、手指の洗浄等について、これまで同様に点検して実施します。
- ・小学校低学年については可能な限り教職員の人員を確保して配食にあたります。

### (4) 清掃活動について

換気の良い状況で、マスクをして上で行います。清掃後は、入念な手洗いを行います。

### (5) 休み時間

活動が密にならないよう、引き続き指導を徹底します。

### (6) 登校時刻について

8：00に児童玄関解錠します。児童玄関で児童が密集することのないよう工夫します。

### (7) オンライン学習について

- ・学級閉鎖等により、やむを得ず学校に登校できない場合、家庭学習のためにタブレット端末等の貸出しができます。

## 3 学校行事等について

- ・体育参観日については、10月7日（木）に実施いたします。この行事の延期は行いません。
- ・学芸会については、10月31日（日）に実施いたします。
- ・修学旅行（6年）については、11月4～5日に実施いたします。  
宿泊学習（5年）については、11月9～10日に実施いたします。  
詳細については、追ってお知らせいたします。

## 4 少年団活動について

- ・少年団の活動については、団体代表者の判断により再開となります。なお、学校より感染予防の徹底について依頼しております。

## 5 その他

- ・新町学校スポーツ開放事業は、10月4日（月）から再開となります。
- ・ご不明な点がありましたら、教頭（新町小22-8317）までご連絡ください。